

監査結果に基づく措置

1 健康福祉部

<財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)>

福祉総務課

- ・ 公の施設の指定管理者：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ
- ・ 施設名：浜松市福祉交流センター

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和 6 年 5 月 23 日、監査基準日：令和 5 年 9 月 30 日)

指定管理者は、令和 4 年度及び令和 5 年度において、浜松市福祉交流センター(駐車場を除く。)の開館時間を変更し、30 分早く開館しているが、浜松市福祉交流センター条例第 3 条ただし書による市長の承認を受けていない。

【措 置】(報告年月日：令和 6 年 8 月 15 日)

浜松市福祉交流センターにおいて、指定管理者が利用時間変更に係る市長の承認を受けていなかった原因は、浜松市福祉交流センター条例の理解不足によるものです。

今回の指摘を受け、令和 6 年度は指定管理者と開館時間変更に係る手続きを行いました。

今後は、指定管理者と指摘事項を共有するなど、福祉交流センター条例等の関係規定の理解を深め、適正な事務処理に努めてまいります。

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和 6 年 5 月 23 日、監査基準日：令和 5 年 9 月 30 日)

令和 3 年度～令和 7 年度浜松市福祉交流センターの管理に関する基本協定書の仕様書において、浜松市福祉交流センターの駐車場の開館時間について、浜松市福祉交流センター条例第 3 条の規定よりも前後 30 分ずつ拡大した開館時間を定めている。

【措 置】(報告年月日：令和 6 年 8 月 15 日)

浜松市福祉交流センター基本協定書の仕様書において、駐車場の開館時間を浜松市福祉交流センター条例に定める施設の開館時間よりも拡大した時間を定めていた理由は、施設所管課の条例等に対する認識誤りによるものです。

今回の指摘を受け、浜松市福祉交流センターの管理に関する基本協定書の一部を変更する協定を指定管理者と締結しました。

今後は、浜松市福祉交流センター条例等を理解し、適正な事務処理に努めてまいります。

＜財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）＞

障害保健福祉課

- ・ 公の施設の指定管理者：社会福祉法人ひかりの園
- ・ 施設名：浜松市根洗学園

【指 摘 事 項】（指摘年月日：令和 6 年 5 月 23 日、監査基準日：令和 5 年 9 月 30 日）

浜松市根洗学園の指定管理者が自主事業として行う令和 4 年度及び令和 5 年度の放課後等デイサービスについて、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。また、平成 24 年度から令和 3 年度までの各年度において、指定管理者が自主事業として行う放課後等デイサービスについても同様に、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。

【措 置】（報告年月日：令和 6 年 7 月 10 日）

浜松市根洗学園の放課後等デイサービスについて、行政財産使用許可の手続を行っていない原因は、指定管理者制度の実施に関するマニュアルの記載事項に対する市の担当職員の理解不足によるものです。

今回の指摘を受け、市の担当職員に対して指定管理者制度の実施に関するマニュアルの確認の徹底を指示するとともに、指定管理者と協議の上、令和 6 年度から浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産使用許可の手続を行いました。

今後は、浜松市公有財産管理規則に基づき、適正な事務処理を徹底してまいります。

2 こども家庭部

<定期監査(財務監査)・行政監査>

幼保運営課

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和6年5月23日、監査基準日：令和5年10月31日)

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団による浜松市立鴨江保育園の園庭の使用について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和6年6月19日)

園庭の使用について、行政財産使用許可申請書を提出させていなかった原因は、毎年、児童発達支援事業所の所管課である健康福祉部障害保健福祉課から提出される副申書を確認したうえで、市と当該団体で「覚書」を交わすことにより、行政財産使用許可申請書の提出に代えることができるものと認識していたことによるものです。

今回の指摘を受け、令和6年度の使用にあたっては、当該団体より行政財産使用許可申請書を提出させました。また、事業所管課である健康福祉部障害保健福祉課からの副申書も踏まえて、今回の行政財産の使用が適当であるかを審査したうえで、浜松市公有財産管理規則に基づく許可を行いました。

今後は、浜松市公有財産管理規則に基づき、適正な事務処理をしてまいります。